

株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号

株式会社リアルワールド
代表取締役
社 長 菊 池 誠 晃

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年12月20日（月曜日）午後7時までに到着するように返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和3年12月21日（火曜日）午後3時00分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会長井記念館
（昨年より会場を変更しておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）計算
書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://realworld.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会までの新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト（<http://realworld.co.jp/ir/>）においてお知らせいたしますのでご確認ください。
 - ◎会場内の社会的距離の確保に伴い、席数が限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、昨年冬において、新型コロナウイルスの感染が再拡大し、二度目の緊急事態宣言が発令され、一度解除されたものの、新たに三度目の発令がされるなど、先行き不透明な状況が続いておりましたが、令和3年9月末をもって、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が全国的に解除されました。これにより、行動制限の緩和が進み経済活動が改善することが期待されますが、感染症の動向や内外の経済状況等につきましては、引き続き注視する必要がありますものと考えております。

そのような中、当社グループを取り巻く市場においては、引き続きインターネット広告の成長は顕著であり、2020年の国内総広告費は前年より大幅に下回る結果となったものの、インターネット広告費は成長を維持し、マスコミ4媒体に匹敵するほどの規模へと伸長した結果、2020年度のインターネット広告市場規模は前年度比107.4%の2兆1,290億円と推計されるなど、一貫して伸長を続けております。さらに、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり需要の影響からも、消費者の購買行動がオンラインへとシフトしており、インターネットを主軸とした新たな生活様式は今後も定着すると予想されており、オンライン需要に適した業界・サービス・商品などの成長に応じて、さらにインターネット広告市場の拡大が予想されております。

また、新型コロナウイルスの影響により、感染リスクを軽減させる非接触の目的やオンライン需要の増加に伴い、キャッシュレス決済の利用や需要も増加し、これにより、フィンテック市場につきましても、成長が見込まれると考えております。

このような状況の中、当社グループは、平成29年9月期以降、営業損失を計上する状況が続いておりましたが、平成30年9月期より開始した抜本的な経営改革を推し進め、令和3年9月期においては、以下のとおり、事業の大きな転換を行い、令和3年9月期第3四半期連結会計期間（令和3年4月1日～6月30日）においては、前年同期比において売上総利益は108%と改善、そして連結EBITDAで8百万円黒字化を達成、令和3年9月期第4四半期連結会計期間（令和3年7月1

日～9月30日)では、連結営業利益において100万円の黒字化を達成、そして令和3年9月期連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益も33百万円の黒字化を達成、と一定の成果を得ることができました。

当連結会計年度においては、財務的な選択と集中の総仕上げとして、創業当時から主力事業である「Gendama」を営んでいた株式会社リアルXの全株式の売却を完了いたしました。一方、10年後も成長し続ける生産性の高い新たな事業モデル創出を目的とする「GAFAメディア戦略」を打ち出し、GAFAメディア事業においては、利益性の高い新規メディア事業の買収2件を成立させ事業の収益を伸長させております。加えて、この買収で得たノウハウをベースに新たな事業成長のための事業創造を具体的に試みております。

フィンテック事業におきましては、加速するDX化の波を受け、各種ポイントサービスやクラウドソーシングサービスなど、さまざまなサービスで貯めたお手持ちのポイントや報酬を、R(リアル)としてまとめられるサービスである「RealPay」においては、コロナ禍において副業サービスの利用が増加したことにより、「RealPay」と提携する顧客のユーザーの利用が加速し、累計流通総額は200億円を突破いたしました。

また、オンライン上で全てのフローに対応できるデジタル・ギフト・サービス「RealPayギフト」をリリースし、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活様式の変化、企業のDX化、及びこれらを受けてLIVE配信をはじめとする多様な稼ぎ方が急速に進み、ナショナルクライアントを含めた大手企業のマーケティングツールとしてご利用いただくなどひき合いも多く、潜在的なニーズも含め非常に需要の高いサービスであると考えております。

上記のとおり、当連結会計年度におきましては、Afterコロナに適応したサービス展開を推進すべく、「GAFAメディア事業」「フィンテック事業」の2つのセグメントを中心として、積極的に資金・人材の投資を行い、利益最大化を実現すべく、再成長の準備を進めてまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は303,217千円(前年同期比48.3%減)、営業損失は133,941千円(前年同期は営業損失320,265千円)、経常損失は128,391千円(前年同期は経常損失302,766千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は33,389千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失523,041千円)となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。そのため、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

<GAFAMEDIA事業>

10年後も成長し続ける生産性の高い新たな事業モデル創出を目的として、インターネット分野の成長を牽引するGAFATrafficを活用した利益性の高い新規メディア事業の買収、立ち上げを推進しております。当連結会計年度においては、オンラインエンターテインメントコンテンツの紹介メディア、格安SIMの比較メディア、2つのwebメディア事業の買収を皮切りに安定的な事業運営に向けた取組を推進してまいりました。第3四半期では、オンラインエンターテインメントコンテンツのリニューアルを実施し、リニューアル後に大幅な成長を遂げるなど絶対利益成長に向けて大幅に前進しております。また、第4四半期においても、格安SIMの比較メディアの大幅なリニューアルを実施し、第3四半期同様に、高い利益率を維持しながら躍進を続けております。これらの買収により手に入れたノウハウを活用し、引き続き、利益最大化を目的としたメディア買収を進めつつ、他社との提携も進めながら新規メディアの立上げや新規ビジネスの開発を進めてまいります。

以上の結果、GAFAMEDIA事業の売上高は224,893千円（前年同期比59.3%減）、セグメント利益106,342千円（前年同期はセグメント損失24,963千円）となりました。

<フィンテック事業>

国内キャッシュレス化の推進、在宅ワークの拡大、副業解禁などにより個人の稼ぎ方がより多様化する社会的背景の中で、現金以上に価値のあるポイントが利用できる報酬支払インフラの構築を目指し、事業を運営してまいりました。当連結会計年度においては、RealPayの運用ノウハウを活かし、新たに提供を開始したデジタル・ギフト・サービス「RealPayギフト」が本格始動しております。加速するDX化の波を受け、デジタルギフトを軸としたマーケティング分野におけるDX支援サービスを推進し、流通額を最大化させるために営業活動を強化し、さらに、安定した質の高いサービスの提供を実現すべくプロダクトの強化を進めております。第3四半期には、RealPayギフトにおいて、海外送金が可能なPayPalや暗号資産であるbitcoinへの受け取りを可能にするなど、これからの時代に沿ったマーケティングツールとしてのサービス強化を推進いたしました。第4四半期においても、暗号資産販売所である「CoinTrade」を交換先として追加し、bitcoinだけではなく複数の暗号資産を活用したマーケティング支援が可能となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業のDX化によるオンラインマーケティングが推進される中、ナショナルクライアントにて、RealPayギフトを活用した大型キャンペーンが多数実施されるなど、潜在的なニーズも含め非常に需要の高いサービスとして成長を続けております。さらに、コロナ禍において副業サービスの利用が増加したことにより「RealPay」と提携する顧客のユーザーの利用も加速し、累計の流通総額は200億円を突破いたしました。

以上の結果、フィンテック事業の売上高は78,324千円（前年同期比125.9%増）、セグメント利益は18,311千円（前年同期比1.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資及び社債発行による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、令和2年10月30日開催の取締役会において、株式会社プルチーノ（以下「プルチーノ」といいます。）からプルチーノが運営するwebメディア事業の一部である「漫画大陸」を譲り受けることについて決議し、令和2年11月1日付で事業の譲受をいたしました。

当社は、令和2年11月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社REAL FINTECHがNico Inc. が運営するwebメディア事業である「すーちゃんモバイル比較」を譲り受けることについて決議し、令和2年12月1日付で事業の譲受をいたしました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、令和2年8月25日開催の取締役会において連結子会社である株式会社AI Marketing及び株式会社カチコをいずれも吸収合併することを決議し、令和2年10月1日付で吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、令和2年8月25日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社リアルXの株式をサイブリッジグループ株式会社に譲渡することを決議し、令和2年10月1日付で株式を譲渡いたしました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① 既存事業の継続的成長

当社グループが事業を展開する「GAFAメディア事業」及び「フィンテック事業」において規模の拡大、プロダクト・仕組化の向上、及びマネタイズの強化を図ることで継続的成長に取り組んでまいります。

② 優秀な人材の採用・育成及び雇用の継続

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用し育成していくことが、重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用し育成していくために、企業としての認知度の向上、採用競争力の強化、及びチャレンジする従業員に対しては人材育成を行うための外部ブレイクも活用した積極的な育成を行ってまいります。また、従業員のライフステージや状況に応じて多様な働き方を選択できる人事制度の整備・運用を進めてまいります。

③ ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施していませんが、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、平成29年9月期以降、営業損失を計上する状況が続いておりましたが、平成30年9月期より開始した抜本的な経営改革を推し進め、令和3年9月期においては、「(1) 当連結会計年度の事業の状況」「① 事業の経過および成果」のとおり、事業の大きな転換を行い、令和3年9月期第3四半期連結会計期間（令和3年4月1日～6月30日）においては、前年同期比において売上高総利益は108%と改善、そして連結EBITDAで8百万円黒字化を達成、令和3年9月期第4四半期連結会計期間（令和3年7月1日～9月30日）では、連結営業利益において10百万円の黒字化を達成、そして令和3年9月期連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益も33百万円の黒字化を達成、と一定の成果を得ることができました。

これらの活動により、当連結会計年度における流動資産合計は、879,854千円となる一方、負債合計は前連結会計年度末の613,844千円から156,689千円減少した457,154千円となり自己資本比率は64.6%と健全な財務体質は維持されており、また、今後の運転資金に必要な現預金を確保しています。

さらに、払込み金額の合計で約94百万円の第三者割当増資を実施したことで手元の運転資金は拡充される見込みであります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成30年9月期 第14期	令和元年9月期 第15期	令和2年9月期 第16期	令和3年9月期 第17期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	4,321,055	2,473,306	586,685	303,217
経 常 損 失 (△) (千円)	△273,520	△377,056	△302,766	△128,391
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は当期純損 失(△) (千円)	△300,051	△25,388	△523,041	33,389
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失(△) (円)	△95.47	△7.40	△152.47	9.73
総 資 産 (千円)	3,807,407	2,431,755	1,420,494	1,298,115
純 資 産 (千円)	1,542,769	1,328,265	806,650	840,960
1株当たり 純 資 産 額 (円)	394.54	387.14	234.68	244.40

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社REAL FINTECH	10,000 千円	100.0 %	フィンテック事業、GAFAメ ディア事業

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（令和3年9月30日現在）

事業	主要サービス
GAFAメディア事業	「漫画大陸」、「すーちゃんモバイル比較」等
フィンテック事業	「RealPay」、「RealPayギフト」等

(6) 主要な営業所（令和3年9月30日現在）

名称	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社REAL FINTECH	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（令和3年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
18名	12名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	6名減	35.3歳	5年5ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先（令和3年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社武蔵野銀行	22,980 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和3年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,430,461株（自己株式139株を除く）
- (3) 株主数 1,933名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
菊池誠晃	1,322,200 株	38.54 %
P C 投資事業有限責任組合	685,600 株	19.98 %
株式会社 S B I 証券	101,500 株	2.95 %
福井優	75,900 株	2.21 %
a u カ プ コ ム 証券株式会社	67,600 株	1.97 %
鈴木智博	50,900 株	1.48 %
田原靖麗	35,000 株	1.02 %
J P モ ル ガ ン 証券株式会社	32,200 株	0.93 %
楽天証券株式会社	28,700 株	0.83 %
株式会社証券ジャパン	27,400 株	0.79 %

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第5回新株予約権 (平成25年8月26日発行)
新株予約権の数	3個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	1名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 300株
新株予約権の発行価格	—
新株予約権の行使価額	1個当たり900円
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月27日 至 令和5年6月26日
新株予約権の主な行使条件	権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等
該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

① 第8回及び第9回新株予約権の発行

当社は、令和2年11月26日開催の取締役会において、行使価額修正条項付第8回及び第9回新株予約権の発行を決議いたしました。また、令和2年12月14日に新株予約権買取契約を締結し、同日に発行価額の払込が完了しております。

新株予約権の内容は下記のとおりであります。

割当日	令和2年12月14日
発行新株予約権数	8,000個 第8回新株予約権 3,000個 第9回新株予約権 5,000個
発行価額	総額981,000円 第8回新株予約権 1個当たり172円 第9回新株予約権 1個当たり93円
当該発行による潜在株式数	800,000株(新株予約権1個につき100株) 第8回新株予約権 300,000株 第9回新株予約権 500,000株 下限行使価額は638円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は800,000株です。
調達資金の額	1,356,481,000円(差引手数料概算額)(注)

行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額 第8回新株予約権 1,200円 第9回新株予約権 2,000円</p> <p>本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要領に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要領に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円未満小数第3位まで算出し、小数点第3位の端数切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が638円を下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたりません。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要領に従って調整されることがあります。</p>
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法による。
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）
新株予約権の行使期間	令和2年12月15日から令和5年12月14日まで
その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約を締結しました。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(4,500,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

②第8回新株予約権の取得及び消却

当社は、令和3年11月12日開催の取締役会において、令和2年12月14日付けでマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結した「株式会社リアルワールド第8回及び第9回新株予約権買取契約証書」に定める「第8回新株予約権発行要項」の「14. 本新株予約権の取得」に基づき、2020年12月14日付けで付与した第8回新株予約権のうち取得日（2021年12月7日予定）に残存する全ての第8回新株予約権を当社が取得し、消却する旨の決議をしております。

③第三者割当増資

当社は、令和3年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当増資を行う旨を決議しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式 159,000株
払込金額	1株につき597円
払込金額の総額	94,923,000円
増加する資本金 及び資本準備金の額	増加する資本金の額 47,461,500円 増加する資本準備金の額 47,461,500円
払込期日	令和3年11月30日
割当先及び割当株式	株式会社ダブルスタンダード 125,600株 株式会社Wiz 16,700株 株式会社リンクエッジ 16,700株
その他	本第三者割当増資については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（令和3年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池誠晃	フィンテック事業管掌
取締役	千葉博文	GAFAMEDIA事業管掌
取締役 (監査等委員)	半谷智之	株式会社GameWith 社外監査役
取締役 (監査等委員)	能勢元	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	杉山直也	株式会社ケイジャーズ 代表取締役 SATORI株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）半谷智之氏、能勢元氏、大塚和成氏及び杉山直也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定は必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 取締役（監査等委員）能勢元氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の総額

取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)		取締役（監査等委員） (うち社外取締役)		計	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
2名 (一名)	45,800千円 (一千万円)	4名 (4名)	9,600千円 (9,600千円)	6名 (4名)	55,400千円 (9,600千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。
2. 取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 令和2年12月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）のそれぞれの報酬については、代表取締役社長 菊池誠晃に一任する旨を決議しております。理由は、各取締役の評価については、代表取締役に一任することが最適であると判断したからであります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬

等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員役職、役割、及び会社の業績、担当業務の内容、貢献、実績等を踏まえて決定するものとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会又は取締役会決議で委任を受けた代表取締役社長が、その具体的内容を決定するものとしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全役員(執行役員を含む。)を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用(保険契約において定められた一定の免責事由に該当するものは除く)を補償するものであります。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役 (監査等委員)	半谷智之	株式会社 GameWith	社外監査役	当社と株式会社GameWithとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	能勢元	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社	代表取締役	当社と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所	弁護士	当社とOMM法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役 (監査等委員)	杉山直也	株式会社ケイジ ャーズ	代表取締役	当社と株式会社ケイジャーズとの間に 重要な取引その他の関係はありません。
		SATORI株式会社	社外監査役	当社とSATORI株式会社との間に重要な 取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	半谷智之	当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席し、投資実務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	能勢元	当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、会計に関する専門知識及び経営に関する幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大塚和成	当事業年度開催の取締役会17回中16回、また、監査等委員会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、法律に関する専門知識及び経営に関する幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	杉山直也	当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①報酬等の額	23,500千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を総合的に勘案し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

- (1) **当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
 - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、人事委員会による処罰の対象とする。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- (5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - (ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の把握、評価等を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 必要に応じて内部監査室の職員が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。

(8) 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性に関する事項

- ① 監査等委員会の業務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）の人事異動、人事評価及び懲戒処分については取締役会の協議事項とする。
- ② 補助者が監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

- (9) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査等委員会に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社の監査等委員会は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、監査等委員以外の取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員の職務を執行する上で、必要な費用は、請求により会社が速やかに支払うものとする。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - ② 各部門及びグループ各社は、監査等委員の往査に協力する。
 - ③ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ④ 監査等委員は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ⑤ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑥ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査等委員会及び内部監査室における業務監査、並びに財務報告に係る内部統制評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	879,854	流 動 負 債	457,154
現金及び預金	601,741	短期借入金	200,000
売掛金	45,927	1年内返済予定の長期借入金	37,980
貯蔵品	6,560	未払金	60,090
未収入金	210,194	未払法人税等	1,090
その他	15,429	預り金	91,290
固 定 資 産	418,261	ポイント引当金	40,804
有形固定資産	0	その他	25,899
建物	0	負債合計	457,154
その他	0	純 資 産 の 部	
無形固定資産	340,856	株 主 資 本	838,396
のれん	320,645	資本金	50,000
ソフトウェア	15,815	資本剰余金	1,479,225
その他	4,395	利益剰余金	△690,631
投資その他の資産	77,404	自己株式	△197
投資有価証券	22,589	その他の包括利益累計額	△4
その他	54,814	その他有価証券評価差額金	△4
		新株予約権	2,568
		純資産合計	840,960
資産合計	1,298,115	負債及び純資産合計	1,298,115

連 結 損 益 計 算 書

(令和2年10月1日から)
(令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		303,217
売 上 原 価		5,925
売 上 総 利 益		297,292
販売費及び一般管理費		431,233
営 業 損 失		133,941
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	8	
助成金収入	7,926	
その他の	1,338	9,272
営 業 外 費 用		
支払利息	1,707	
投資有価証券評価損	592	
株式交付費償却	707	
その他の	715	3,721
経 常 損 失		128,391
特 別 利 益		
関係会社売却益	144,341	144,341
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	40,678	40,678
税金等調整前当期純損失		24,727
法人税、住民税及び事業税	1,090	
法人税等還付税額	△54,665	
法人税等調整額	△4,542	△58,117
当 期 純 利 益		33,389
親会社株主に帰属する当期純利益		33,389

連結株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から)
(令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	50,000	1,479,225	△724,021	△141	805,062
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	33,389	—	33,389
自己株式の取得	—	—	—	△55	△55
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	33,389	△55	33,334
当期末残高	50,000	1,479,225	△690,631	△197	838,396

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	—	—	1,587	806,650
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	33,389
自己株式の取得	—	—	—	△55
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4	△4	981	976
当期変動額合計	△4	△4	981	34,310
当期末残高	△4	△4	2,568	840,960

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
株式会社REAL FINTECH

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8～18年

その他

4～20年

②無形固定資産

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

… 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は決算日直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税及び … 税抜方式によっております。
地方消費税の会計処理
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、5年間で均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記していた「敷金及び保証金」(前連結会計年度49,137千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記していた「前受金」(前連結会計年度7,458千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」(前連結会計年度2,105千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「為替差損」(前連結会計年度83千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(GAF事業に係るのれんの認識及び評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上したのれん320,645千円は、令和2年11月1日に譲受した電子書籍紹介メディア「漫画大陸」に係るのれん179,666千円及び令和2年12月1日に譲受した格安SIMの比較メディア「すーちゃんモバイル比較」に係るのれん140,979千円が含まれています。

対象事業の取得対価の算定及び識別可能な資産・負債の公正価値については外部専門家を利用し、取得対価と識別可能な資産・負債の公正価値との差額をのれんとして算定しています。また、のれんの償却については、取得原価の算定の基礎とした同事業の事業計画に基づく投資の予想回収期間を検討し、5年間で均等償却しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

対象事業の取得対価は、同事業の将来の成長予測を加味した事業計画や割引率等を算定の基礎として企業結合日における時価により測定しております。

事業譲受時に計上したのれんは対象事業の超過収益力として認識していますが、超過収益力が毀損し減損の兆候があると認められる場合には、該当する事業における割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

のれんの減損兆候の判定にあたり、事業譲受時に合理的に作成した事業計画と過去実績との比較や当連結会計年度以降の営業損益の見込みに基づき、超過収益力の毀損は生じていないと考えられるため、のれんに関する減損の兆候は認められないと判断しております。翌期以降の事業計画の策定にあたっては、過去実績及び市場成長率に基づいた対象事業のPV(ページビュー)数や、コンバージョン件数の獲得を主要な仮定

として織り込んでおります。

上記の仮定は、決算時点で入手可能な情報に基づき、合理的に判断し算定しておりますが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと大きく乖離する場合、翌連結会計年度に減損の兆候があると判定され、同期間における連結計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

(フィンテック事業に係るソフトウェアの評価)

1. 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

当連結会計年度

ソフトウェア15,815千円

ソフトウェア仮勘定4,395千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

フィンテック事業では、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上し、利用可能期間(5年)にわたって償却しておりますが、新規サービスの開発プロジェクトに関して当初策定した事業計画の売上高や損益と比較して大幅に下方に乖離する場合や翌期以降の見込みが明らかにマイナスの場合は、減損の兆候があると判断し、対象資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損兆候の判定にあたり、合理的に策定した当初の事業計画と過去実績との比較や当連結会計年度以降の営業損益の見込みに基づき、当該資産に係る減損の兆候は認められないと判断しております。翌期以降の事業計画の策定にあたっては、過去実績及び市場成長率に基づいた販売単価、手数料率の設定や、新規利用者の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の仮定は、直近までのサービスの運用に伴う損益実績や、実行可能性の高い今後の施策等を加味して策定されておりますが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと大きく乖離する場合、翌連結会計年度に減損の兆候があると判定され、同期間における連結計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,077千円

担保に供している資産

現金及び預金(定期預金) 200,000千円

担保に係る債務

短期借入金 200,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	3,430,600	—	—	3,430,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	65	74	—	139

(変動理由の概要)

増加は、単元未満株式の買取請求による取得(74株)であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,147,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	601,741	601,741	—
(2) 売掛金	45,927	45,927	—
(3) 未収入金	210,194	210,194	—
(4) 敷金及び保証金	46,454	46,411	△42
資産計	904,318	904,275	△42
(1) 短期借入金	200,000	200,000	—
(2) 長期借入金 (※) 1	37,980	37,757	△222
(3) 未払金	60,090	60,090	—
(4) 未払法人税等	1,090	1,090	—
負債計	299,160	298,938	△222

(注) 1. 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は、1年内返済予定の金額になります。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 投資有価証券 (連結貸借対照表計上額22,589千円) については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記算定対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 244円40銭

1 株当たり当期純利益金額 9円73銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	33,389千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	33,389千円
普通株式の期中平均株式数	3,430,484株

重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当による新株式発行)

当社は、令和3年11月12日開催の取締役会において、株式会社ダブルスタンダード(以下、「ダブルスタンダード」といいます。)、株式会社Wiz(以下、「Wiz」といいます。)、及び株式会社リンクエッジ(以下、「リンクエッジ」といいます。))との間で資本業務提携契約の締結(以下、「本資本業務提携」といいます。)およびダブルスタンダード、Wiz、及びリンクエッジ(以下、併せて「戦略的パートナー」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による新株式(「以下、本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)に関し決議いたしました。

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、抜本的な経営改革において一定の成果を得たことに伴い、新たな飛躍に向けて戦略的なパートナーを模索しておりました。

このような環境において、「GAFAMedia事業」及び「フィンテック事業」の2つのセグメントを中心として、その成長をさらに加速させ、当社グループの企業価値の向上を図るにあたり、本第三者割当による資金調達を実施し、さらなる成長事業分野への資本投下を優先的に実施し、早期の事業拡大を目指してまいります。また、本第三者割当は戦略的パートナーとの間における業務提携を前提とするものであり、お互いのリソースを掛け合わせ、相互の企業価値を拡大すべく、戦略的な提携関係を構築してまいります。

2. 資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

①ダブルスタンダードとの業務提携内容

当社は、ダブルスタンダードとの間で、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

- 顔認証活用型eKYCの本人確認ツールとの連携による「RealPayギフト」のオンライン販売時(法人・個人事業主)における与信等の迅速且つ適切なチェック手法の開発、本人確認による不正受け取り防止、及び「RealPay」を活用した資金移動サービスの推進等
- 「RealPayギフト」をご利用いただいたご利用者様の位置情報・利用先・時間帯等(以下、「ビッグデータ」という。)とダブルスタンダードが有する技術力を掛け合わせ、企業向けのビッグデータを活用したサービスの展開及び「RealPayギフト」を活用したマーケティング支援強化の推進等

- ・ダブルスタンダードの強みであるインバウンドセールスの知見を活かしたマーケティング戦略の展開、並びに「RealPayギフト」及び「RealPay」のブランド価値の向上の推進等

②Wizとの業務提携内容

当社は、Wizとの間で、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

- ・Wizが提供する販売促進商品とRealPayギフトとの連携による共同での事業展開の推進等
- ・Wizが活用するクラウドワーカーに対して「RealPay」及び「RealPayギフト」を通じた報酬提供の推進等
- ・Wizの高い営業力を活用したRealPayギフトの営業体制の構築の推進等

③リンクエッジとの業務提携の内容

当社は、リンクエッジとの間で、当社グループが運営する「GAFAMEDIA事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

- ・リンクエッジが提供するアフィリエイトASP事業との既存取引を強化し、「漫画大陸」、「すーちゃんモバイル比較」へ掲載する広告の仕入れ価格及び条件面の関係強化による収益の増加を推進
- ・新規メディアの立上げ・運営における連携強化の推進

(2) 資本提携の内容

当社がダブルスタンダード、Wiz、及びリンクエッジに対し、第三者割当により新株を発行し、ダブルスタンダード、Wiz、及びリンクエッジがその総数を引き受けません。

①発行する株式の種類及び数	普通株式 159,000株
②払込金額	1株につき597円
③払込金額の総額	94,923,000円
④増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 47,461,500円 増加する資本準備金の額 47,461,500円
⑤払込期日	令和3年11月30日
⑥割当先及び割当株式	株式会社ダブルスタンダード 125,600株 株式会社Wiz 16,700株 株式会社リンクエッジ 16,700株

3. 資金の使途

払込金額の総額94,923,000円から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額93,353,000円の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額
①フィンテック事業における充当資金	83百万円
②GAFAMEDIA事業における新規メディア立上げ費用	10百万円

(新株予約権の行使)

当事業年度末後、当社が令和2年12月14日に発行した第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が令和3年11月22日付けで行われております。

当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

- ①行使された新株予約権の個数
1,000個
- ②発行した株式の種類及び株式数
普通株式 100,000株
- ③資本金増加額
60,000千円
- ④資本準備金増加額
60,000千円

貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	901,566	流動負債	461,350
現金及び預金	558,166	買掛金	6,545
売掛金	31,830	短期借入金	200,000
貯蔵品	6,560	1年内返済予定の長期借入金	37,980
短期貸付金	149,499	未払金	65,440
未収入金	224,688	預り金	91,283
その他	13,307	ポイント引当金	40,804
貸倒引当金	△82,486	未払法人税等	950
固定資産	303,412	その他	18,347
有形固定資産	0	負債合計	461,350
建物	0	純 資 産 の 部	
その他	0	株 主 資 本	741,058
無形固定資産	179,990	資本金	50,000
のれん	179,666	資本剰余金	1,577,633
ソフトウェア	323	資本準備金	50,000
その他	0	その他資本剰余金	1,527,633
投資その他の資産	123,421	利益剰余金	△886,377
投資有価証券	11,400	その他利益剰余金	△886,377
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	△886,377
長期貸付金	131,134	自己株式	△197
その他	46,454	新株予約権	2,568
貸倒引当金	△65,567	純資産合計	743,627
資産合計	1,204,978	負債及び純資産合計	1,204,978

損 益 計 算 書

(令和2年10月1日から)
(令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		156,861
売 上 原 価		2,848
売 上 総 利 益		154,012
販売費及び一般管理費		318,163
営 業 損 失		164,150
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,626	
助成金収入	7,926	
その他	1,256	11,809
営 業 外 費 用		
支払利息	1,707	
投資有価証券評価損	592	
貸倒引当金繰入額	40,316	
株式交付費償却	707	
その他	715	44,038
経 常 損 失		196,379
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	115,628	115,628
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	40,678	40,678
税引前当期純損失		121,428
法人税、住民税及び事業税	△53,715	
法人税等調整額	△4,542	△58,257
当 期 純 損 失		63,171

株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	50,000	1,527,633	1,577,633	△823,205	△823,205
当期変動額						
当期純損失	—	—	—	—	△63,171	△63,171
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△63,171	△63,171
当期末残高	50,000	50,000	1,527,633	1,577,633	△886,377	△886,377

	株主資本	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	自己株式			
当期首残高	△141	804,285	1,587	805,873
当期変動額				
当期純損失	—	△63,171	—	△63,171
自己株式の取得	△55	△55	—	△55
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	981	981
当期変動額合計	△55	△63,226	981	△62,245
当期末残高	△197	741,058	2,568	743,627

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

… 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び

… 税抜方式によっております。

地方消費税の会計処理

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「敷金及び保証金」(前事業年度49,137千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記していた「前受金」(前事業年度7,458千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。また、前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」(前事業年度2,105千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「為替差損」(前事業年度83千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(GAFA事業に係るのれんの認識及び評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において計上したのれん179,666千円は、令和2年11月1日に譲受した電子書籍紹介メディア「漫画大陸」に係るのれんです。

対象事業の取得対価の算定及び識別可能な資産・負債の公正価値については外部専

門家を利用し、取得対価と識別可能な資産・負債の公正価値との差額をのれんとして算定しています。また、のれんの償却については、取得原価の算定の基礎とした同事業の事業計画に基づく投資の予想回収期間を検討し、5年間で均等償却しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

対象事業の取得対価は、同事業の将来の成長予測を加味した事業計画や割引率等を算定の基礎として企業結合日における時価により測定しております。

事業譲受時に計上したのれんは対象事業の超過収益力として認識していますが、超過収益力が毀損し減損の兆候があると認められる場合には、該当する事業における割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

のれんの減損兆候の判定にあたり、事業譲受時に合理的に作成した事業計画と過去実績との比較や当事業年度以降の営業損益の見込みに基づき、超過収益力の毀損は生じていないと考えられるため、のれんに関する減損の兆候は認められないと判断しております。翌期以降の事業計画の策定にあたっては、過去実績及び市場成長率に基づいた対象事業のPV(ページビュー)数や、コンバージョン件数の獲得を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の仮定は、決算時点で入手可能な情報に基づき、合理的に判断し算定しておりますが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと大きく乖離する場合、翌事業年度に減損の兆候があると判定され、同期間における計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,077 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	133,874 千円
短期金銭債務	13,879 千円
3. 担保に供している資産	
現金及び預金（定期預金）	200,000 千円
担保に係る債務	
短期借入金	200,000 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	37,800 千円
販売費及び一般管理費	1,638 千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	2,619 千円
貸倒引当金繰入額	40,316 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

 普通株式 139株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は繰越欠損金等であり、全額について評価性引当額を控除しているため、貸借対照表計上額はゼロとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 REAL FINTECH	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の 受託	37,800	売掛金	3,465
						未収入金	14,493
				利息の受取	2,619	短期貸付金	149,499
						長期貸付金	131,134

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

管理業務の受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。資金の貸付については、貸付利率は実税価格又は一般的な取引条件を参照しつつ交渉により決定しております。

2 株式会社REAL FINTECHへの売掛金・貸付金に対し、148,053千円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	216円02銭
1株当たり当期純損失金額	18円41銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	63,171千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失	63,171千円
普通株式の期中平均株式数	3,430,484株

重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当増資による新株式発行)

当社は、令和3年11月12日開催の取締役会において、株式会社ダブルスタンダード、株式会社Wiz、及び株式会社リンクエッジとの間で資本業務提携契約の締結及び株式会社ダブルスタンダード、株式会社Wiz、及び株式会社リンクエッジを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に関し決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記)」をご参照ください。

(新株予約権の行使)

当事業年度末後、当社が令和2年12月14日に発行した第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が令和3年11月22日付けで行われております。

詳細につきましては、連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記)」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和3年11月22日

株式会社リアルワールド
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋藤 勝彦 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山本 剛 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リアルワールドの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和3年11月22日

株式会社リアルワールド
取締役会御中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋藤 勝彦 ㊟

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山本 剛 ㊟

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リアルワールドの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と提携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月25日

株式会社リアルワールド 監査等委員会

取締役（監査等委員） 大塚 和成 ㊟

取締役（監査等委員） 半谷 智之 ㊟

取締役（監査等委員） 能 勢 元 ㊟

取締役（監査等委員） 杉山 直也 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）大塚和成、半谷智之、能勢元及び杉山直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後当社が目指していく事業の展開に備えるため、経営の目指すべきビジョンにふさわしい社名にするため、定款第1条について所要の変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により令和4年4月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社リアルワールド</u> と称し、英文では、 <u>REALWORLD, inc.</u> とする。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社デジタルプラス</u> と称し、英文では、 <u>DIGITAL PLUS, Inc.</u> とする。
附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) <省略> (新設)	附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) <省略> (定款一部変更の効力発生日) 第1条の変更の効力発生日は、 <u>令和4年4月1日とする。なお、本附則は第1条の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菊池 誠晃 (昭和53年3月25日生)	平成13年10月 株式会社サイバーエージェント入社 平成16年3月 同社マネージャー就任 平成17年3月 株式会社シーエー・キャピタル(現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ) 出向 平成17年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長 フィンテック事業管掌	1,322,200株
2	千葉 博文 (平成2年8月22日生)	平成25年4月 当社入社 株式会社リアルX 代表取締役就任 令和2年5月 当社執行役員就任 令和2年12月 当社取締役就任(現任) (当社における地位及び担当) 取締役 GAFAMEDIA事業管掌	200株

- (注) 1. 菊池誠晃氏及び千葉博文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現任取締役である候補者各氏を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役杉山直也氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

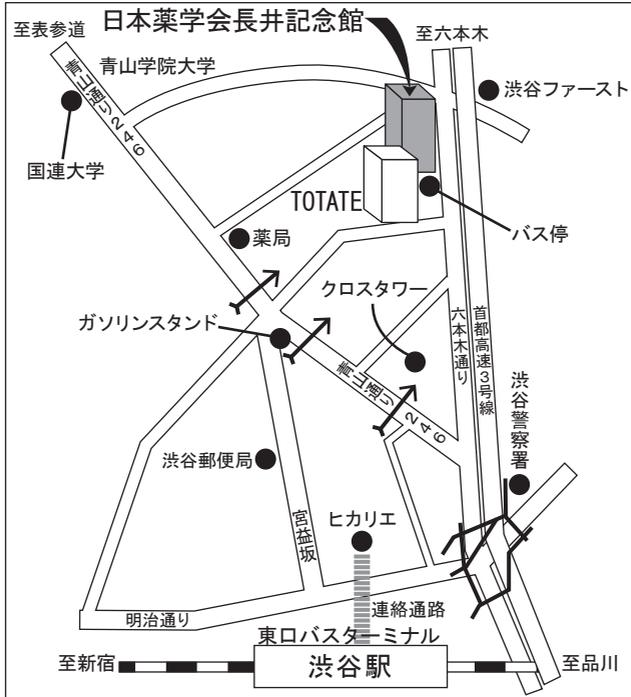
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<small>すげやま なおや</small> 杉山 直也 (昭和51年4月26日生)	平成11年4月 日本電気株式会社入社	—
	平成16年7月 株式会社マクロミル入社	
	平成20年1月 同社執行役員社長室長兼 経営管理本部担当就任	
	平成21年1月 株式会社ケイジャーズ設立 代表取締役就任 (現任)	
	平成22年7月 株式会社マクロミル上席執行役員社長室長兼 経営管理本部担当就任	
	平成24年4月 株式会社電通マクロミル取締役就任	
	平成24年9月 株式会社マクロミル取締役社長室長就任 MACROMILL EMBRAIN CO., LTD. 取締役就任	
	平成25年12月 株式会社電通マクロミルインサイト 取締役就任	
	平成26年7月 株式会社マクロミル執行役管理部門担当就任	
	平成27年4月 同社執行役日本担当兼グローバルCAO就任	
	平成28年10月 SATORI株式会社社外監査役就任 (現任)	
	平成29年12月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 杉山直也氏を社外取締役候補者とする理由は、経営者としての豊富な経験、および幅広い見識を実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 杉山直也氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は、現任監査等委員である取締役である候補者を被保険者を含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。杉山直也氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 杉山直也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - 当社は、杉山直也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。杉山直也氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会長井記念館



交通機関

- JR山手線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅下車（東口）徒歩8分
- JR渋谷駅東口、都営バス「学03 日赤医療センター行き」1つ目「渋谷3丁目」下車すぐ